

館山市学校給食センター整備運営事業
実施方針

平成 30 年 10 月

館 山 市

目次

1. 特定事業の選定に関する事項	1
(1) 事業内容に関する事項	1
(2) 特定事業の選定及び公表	5
2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
(1) 募集及び選定の方法	6
(2) 事業者の募集及び選定の手順	6
(3) 募集及び選定の手続き等	7
(4) 入札参加者の資格等	9
(5) 事業提案の審査及び落札者の決定に関する事項	13
3. 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
(1) 責任分担の基本的な考え方	14
(2) 市による事業の実施状況のモニタリング	14
4. 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	16
(1) 立地条件	16
(2) 施設構成の概要	16
5. 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	17
6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	18
(1) 基本的な考え方	18
(2) 本事業の継続が困難となった場合の措置	18
(3) 金融機関と市との協議	18
7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	19
(1) 法制上及び税制上の措置	19
(2) 財政上及び金融上の支援	19
(3) その他の事項	19
8. その他特定事業の実施に関し必要な事項	20
(1) 議会の議決	20
(2) 提案に伴う費用負担	20
(3) 情報公開及び情報提供	20
(4) 問合せ先	20
資料1 事業用地	1
資料2 提供食数の予測	2
資料3 リスク分担表	1

1. 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

①事業名称

館山市学校給食センター整備運営事業

②公共施設等の管理者等の名称

館山市長 金丸 謙一

③事業の目的

館山市の学校給食センターは、稼働から48年以上経過しており老朽化が深刻な課題となっている。文部科学省が平成21年4月1日に通知した「学校給食衛生管理基準」に照らすと、現在の施設や設備は現在調理施設に求められている衛生水準や機能面と比較して、大きく乖離している状況であり、早急に対応する必要がある。

以上を踏まえ、本事業は、すでに実施設計が完了している新学校給食センターの建設に加え、施設の維持管理及び運営業務を包括的に発注することにより、民間のノウハウを活用したサービスの向上や経費削減を図りつつ、財政負担の平準化等を実現するため、PFI手法を用いて整備することを目的とする。

④事業の内容

1) 施設の概要

- a) 事業用地：千葉県館山市北条420-1
- b) 敷地面積：6,141.94㎡
- c) 構造：鉄骨造（地上2階）
- d) 建築面積：1,666.29㎡
- e) 供給基本能力：3,500食/日

2) 事業方式

本事業は、選定事業者が本施設の建設を行った後、市に本施設の所有権を移転し、事業期間の終了までの間、本施設の運営及び維持管理を行う方式（BTO方式）とする。

3) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成52年8月31日までとする。

4) 事業の範囲

事業者が、P F I 法に基づき、本施設を建設、維持管理、運営等することを事業の範囲とする。具体的業務内容については、入札説明書等において示す。

本業務における事業者の業務範囲は、次のとおりである。

a) 施設整備業務

- ・ 事前調査業務及びその関連業務
- ・ 建設業務及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- ・ 食器食缶等調達業務
- ・ 施設備品等調達業務
- ・ 配送車両調達業務
- ・ 近隣対応・対策業務

b) 開業準備業務

c) 維持管理業務

- ・ 建築物維持管理業務
- ・ 建築設備維持管理業務
- ・ 附帯施設維持管理業務
- ・ 調理設備維持管理業務
- ・ 食器食缶等維持管理業務
- ・ 施設備品等維持管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 警備業務

d) 運営業務

- ・ 日常の検収業務
- ・ 給食調理業務
- ・ 洗浄等業務
- ・ 配送及び回収業務
- ・ 残渣等処理業務
- ・ 献立作成支援業務
- ・ 食育支援業務

※各業務に付随する日常の衛生管理含む。

5) 市が行う業務

本事業のうち市が実施するものは、以下のとおりである。

a) 施設整備業務

- ・ 校舎配膳室改修工事
- ・ 工事監理業務

b) 運營業務等

- ・ 献立作成・栄養管理業務
- ・ 衛生管理業務（市職員に係るもの）
- ・ 食材調達業務
- ・ 検収業務
- ・ 食育業務
- ・ 配膳等業務
- ・ 広報業務(見学者対応を含む)
- ・ 給食費の徴収管理業務
- ・ 配膳室維持管理業務
- ・ 直接搬入品（米飯、パン、牛乳等）の調達・各配送校への運搬業務（市が別途発注した搬入事業者が実施）
- ・ 直接搬入品の容器等の回収業務（米飯やパン等の包装物及び残渣処理は事業者が実施）

なお、市が行うとしている業務のうち、事業者側で請負可能な業務がある場合は、その業務に関する実施計画書（方針・体制・所要費用）を提案することが出来る。

※同上の提案を行う場合は、入札価格には含めず、別途提案することとする。

※また、同上の提案については、契約期間中いつでもすることが出来る。

6) 事業者の自主事業として行うことが出来る業務

事業者は、以下の条件を満たす場合において、市が認めた場合に限り、施設機能や設備類を利用した自主事業（収益事業含む）を行うことが出来る。

なお、自主事業に関する提案は、市に対して契約期間中いつでもすることが出来る。

- ① 学校給食事業に対するリスクが発生しない事業であること。
- ② 施設内の設備類を利用した、調理作業を伴う収益事業を行う場合は、食中毒リスク防止のため、学校給食で提供する同一食材を使用すること。（夏休みなど学校給食を長期停止している場合は除く）
- ③ 自主事業実施に伴う全ての費用及びリスクは、事業者の負担であること。
- ④ 自主事業実施に伴い、事業者の新たな投資により形成された資産については、契約期間満了時において事業者の責任において撤去又は処分を行うこと。

[自主事業の例示]

- (a) 施設愛称の命名権（ネーミングライツ）や、壁面広告に関すること
- (b) 将来の学校給食提供数の減少に伴い、設備の余剰能力を活用した収益事業の展開

- (c) 給食提供日以外（夏休みや土日など）における、施設や設備能力を活用した収益事業の展開 ※ 駐車場の利活用を含む

7) 事業者の収入

市は、本件整備・運營業務に関する対価として、事業者の提案を基に金額を決定した費用を、市と事業者が締結する事業契約に定めるところに従って事業者に支払うものとする。

a) 建設の対価

市は、当該施設整備費用に相当する対価のうち、入札説明書等に定める一定額（国庫補助額及び市が借入する地方債に相当する金額）を、建設期間終了後速やかに支払い、その残額を維持管理・運営期間中において均等に支払うものとする。

b) 維持管理・運営の対価

市は、運営開始日までの間に、事業者が実施する開業準備に要する費用に相当する対価を支払うものとする。

また、運営開始日から事業期間終了日までの間（維持管理・運営期間）において、維持管理・運營業務に要する費用に相当する対価を支払うものとする。

なお、維持管理・運営期間中に支払う対価は、固定対価と変動対価に分け、固定対価には、施設・設備の保守管理、清掃、警備及び備品調達並びに提供食数（※）に関係なく生じる調理人件費等が含まれ、変動対価には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費等に係る費用が含まれることを想定している。また、固定対価・変動対価のいずれも物価変動を考慮した改定を行うこととし、改定の対象となる費用、改定に用いる価格指数等を入札公告時に提示する。

※ 給食提供予測数は、資料2「提供食数の予測」のとおりであり、同数値より10%以上増減した場合は、事業契約に定めるところによる支払額の精算を行うこととする。

8) 遵守すべき法制度等

市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、PFI法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年総理府告示第11号。以下「基本方針」という。）のほか、学校給食法や建築基準法など関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

9) 事業のスケジュール(予定)

本事業における事業期間の予定は、次のとおりである。

- a) 建設期間：事業契約締結の日(平成31年6月を予定)から平成32年6月まで
 - b) 開業準備期間：平成32年7月から平成32年8月まで(2か月間)
 - c) 供用開始年月日：平成32年9月1日
 - d) 維持管理・運営期間：供用開始から平成52年8月まで
- ※供用開始年月日、維持管理・運営期間については、事業者の意見等を踏まえて変更する場合がある。

(2) 特定事業の選定及び公表

① 特定事業選定の基本的考え方

市が本事業をPFI方式で実施することにより、従来方式で実施した場合に比べ、事業期間を通じた市の財政支出の縮減が期待できる場合又は市の財政支出が同一の水準にある場合において公共サービス水準の向上が期待できる場合に、本事業を特定事業として選定する。

② 効果等の評価

市の財政支出見込み額の算定に当たっては、選定事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政支出額の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

公共サービスの水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

③ 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合には、市ホームページ等を用いて速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっても同様に公表する。

2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 募集及び選定の方法

本事業は、建設段階及び運営・維持管理段階の各業務を通じて、民間事業者に効果的・効率的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要である。そのため、民間事業者の選定に当たっては、民間事業者の建設・運営・維持管理能力及びサービス対価の額等を総合的に評価することとし、民間事業者の募集及び選定の方法は、競争性、透明性及び公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2）を採用する予定である。

(2) 事業者の募集及び選定の手順

事業者の募集・選定スケジュール(予定)は、次のとおりとする。

スケジュール（予定）	内容
平成 30 年 10 月 5 日	・ 実施方針等の公表
平成 30 年 10 月 12 日	・ 実施方針等に関する説明会
平成 30 年 10 月 5～15 日	・ 実施方針等に関する質問受付
平成 30 年 10 月下旬	・ 実施方針等に関する質問回答の公表
平成 30 年 11 月上旬	・ 特定事業の選定
平成 30 年 11 月上旬	・ 入札公告
平成 30 年 11 月上旬～11 月中旬	・ 入札説明書等に関する質問受付
平成 30 年 11 月下旬	・ 入札説明書等に関する質問回答の公表
平成 30 年 12 月中旬	・ 参加表明書の受付
平成 31 年 1 月	・ 資格審査結果の通知
平成 31 年 2 月	・ 入札提出書類（提案書）の受付
平成 31 年 3 月	・ 入札提出書類（提案書）の審査
平成 31 年 4 月	・ 落札者決定及び公表
平成 31 年 4 月	・ 基本協定の締結
平成 31 年 5 月	・ 事業契約の仮契約の締結
平成 31 年 6 月	・ 本契約締結

(3) 募集及び選定の手続き等

①実施方針等に関する説明会の開催

実施方針等の内容について、次のとおり説明会を開催する。

1) 開催日時

平成30年10月12日(金)15時から17時まで

2) 開催場所

館山市役所本館2階会議室

3) 参加者

本事業への参加を希望する民間事業者とし、1事業者につき2名以内とする。

4) 申込方法

「実施方針等説明会参加申込書」(様式第1号)をE-mail(文書形式はMicrosoft-Wordとする)又は郵送で申し込むこと。また、E-mailによる場合は、件名に「説明会申込書」と表記すること。

なお、E-mailの場合は、送信後、速やかに開封確認等で当該E-mailの着信確認を行うこと。また、郵送の場合は「配達記録郵便」とすること。

5) 申込先

館山市教育委員会 教育部 教育総務課 学校給食センター

〒294-0045 館山市北条692-1

TEL: 0470-22-5050

E-mail: kyushoku@city.tateyama.chiba.jp

6) 申込期限

平成30年10月10日(水)16時まで(必着)

7) 留意事項

説明会当日は、実施方針等は配付しないので、市ホームページからダウンロードして持参すること。なお、説明会においては、市から実施方針等についての説明だけを行い、質問・意見等は受け付けない。

②実施方針等に関する質問及び意見の受付、回答の公表

実施方針等に記載した内容に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

1) 受付期間

平成30年10月5日(金)から平成30年10月15日(月)16時まで

2) 提出方法

質問及び意見の内容を簡潔にまとめ、「実施方針等に関する質問書」(様式第2号)又は「実施方針等に関する意見書」(様式第3号)に必要事項を記入の上、E-mail又は郵送(データをCD-Rに保存して添付)で提出すること(文書形式はMicrosoft-Excelとする)。

また、E-mailによる場合は、「実施方針等に関する質問書」には件名に「実施方針質問」、「実施方針等に関する意見書」には件名に「実施方針意見」と表記すること。

なお、質問と意見の両方をメールで提出する場合は、それぞれ別のメールで提出することとし、送信後、速やかに開封確認等で当該E-mailの着信確認を行うこと。郵送の場合は、「配達記録郵便」とすること。

3) 申込先

館山市教育委員会 教育部 教育総務課 学校給食センター
〒294-0045 館山市北条 692-1
TEL : 0470-22-5050
E-mail : kyushoku@city.tateyama.chiba.jp

4) 回答方法

質問及び意見に対する回答は一括回答し、質問者等の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、市ホームページで公表する。

なお、民間事業者等から提出のあった質問及び意見のうち、市が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがある。

回答公表予定：平成 30 年 10 月下旬

質問及び意見の内容を考慮して、本実施方針等の内容を変更する場合もある。

③特定事業の選定及び公表

実施方針等に対する意見等を踏まえ、本事業を P F I 事業として実施することが適当であると認められる場合、P F I 法第 7 条に基づき、本事業を特定事業として選定し、平成 30 年 11 月上旬に公表する。

④入札公告（入札説明書等の公表）、入札説明書等に関する質問の受付、回答の公表

平成 30 年 11 月上旬に入札公告を行う。併せて、入札説明書及び付属資料（要求水準書、基本協定書案、事業契約書案、落札者決定基準、様式集等）（以下「入札説明書等」という。）を公表し、平成 30 年 11 月中旬まで質問を受け付け、平成 30 年 11 月下旬に回答する。

⑤参加表明書（資格確認申請書を含む）の受付、資格確認通知書の発送

入札参加希望者は、参加表明書（資格確認申請書含む。）を平成 30 年 12 月中旬までに提出すること。資格確認の結果は、平成 31 年 1 月に入札参加希望者（代表企業）に対して資格確認通知書の発送により通知する。

⑥入札提出書類（提案書）の提出

入札参加者は、本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した入札提出書類（提案書）を平成 31 年 2 月までに提出する。提案方法の詳細は入札公告時に提示する。

⑦入札提出書類（提案書）の審査

提案書が提出された後、館山市学校給食センター整備運営事業等 P F I 事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）は、自らの定める落札者選定基準に従い、事業提案の審査を行う。

⑧落札者の決定及び公表

提出された提案書について、事業者選定委員会において総合的に評価を行い、落札者を決定し、平成31年4月に公表する。

⑨基本協定の締結、仮契約の締結

市は、平成31年4月に落札者と基本協定を締結し、平成31年5月中旬までに落札者の構成員により設立される特別目的会社（SPC）と仮契約を締結する。

⑩本契約の締結

仮契約は、市議会の議決を経たときに本契約となる。

(4)入札参加者の資格等

①入札参加者が備えるべき資格

1)入札参加者の構成等

- a) 本事業の入札参加者は、本施設の建設業務を行う者、調理運營業務を行う者、配送業務を行う者、配膳業務を行う者及び維持管理業務を行う者等により構成されるグループとする。同一の者が複数の業務を兼ねて行うことを妨げない。
- b) 入札参加者のうち、「SPCの設立等に関する要件」に示す特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資を予定し、SPCから直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者を「構成員」、構成員以外の者で、SPCから直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者を「協力企業」とし、参加表明書提出時に構成員又は協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。
- c) 入札参加者は、参加表明書提出時に構成員の中から「代表企業」を定め、必ず当該代表企業が応募手続を行うこと。
- d) グループの構成員又は協力企業は、他のグループの構成員又は協力企業になることはできない。また、グループの構成員又は協力企業の子会社又は親会社は、他のグループの構成員又は協力企業として参加することはできない。（「子会社」とは、会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいい、「親会社」とは、会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下、同じ。）

2) 入札参加者の参加資格要件（共通）

次のいずれかに該当する者は入札参加者になることができない。

- a) 法人でない者
- b) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- c) 参加表明書の受付締切日から入札提出書類（提案書）の提出締切日までの間において、市の指名停止措置を受けている者
- d) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生計画が認可された者（建設業務を行う者にあつては、これらの手続開始の決定後に受けた経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を有し、かつ、更生計画が認可された者）を除く。）
- e) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生計画が認可された者（建設業務を行う者にあつては、これらの手続開始の決定後に受けた経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を有し、かつ、再生計画が認可された者）を除く。）
- f) 旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づき和議開始の申立てがなされている者
- g) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団
- h) 手形交換所における取引停止処分を受けている者、主要な取引先から取引停止を受けている者及び経営状態が著しく不健全である法人
- i) 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人
 - ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
 - イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - ウ) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
 - エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - オ) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が（ア）から（エ）までのいずれかに該当するもの
- j) 暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じて、その事業活動に支配的影響力がある法人
 - ア) 子会社又は親会社が d) から j) までのいずれかに該当する法人
- k) 事業者選定委員会の委員及び外部有識者が属する団体及び関連団体（研究室、企業又はその企業の子会社若しくは親会社等）
- l) 市が、本事業についてアドバイザー業務を委託している三菱 UFJ リサーチ&コンサ

ルディング株式会社、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社が本アドバイザー業務の一部を委託している弁護士法人関西法律特許事務所及び株式会社学給絵所舎並びにこれらの企業の子会社又は親会社

3) 入札参加者の参加資格要件（業務別）

建設業務を行う者、調理運営業務を行う者、配送業務を行う者及び維持管理業務を行う者は、上記2)の要件のほか、次の要件をそれぞれすべて満たすこと。

a) 建設業務を行う者

- ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定に基づく建築工事業に係る特定建設業の許可を有していること。
- イ) 市の平成30・31年度の入札参加適格者名簿において、工種「建築一式工事」に登録されていること。
- ウ) 市の建築一式工事での格付がAで登録されていること。本市内に本店があるもの以外は、千葉県における建築一式工事の総合点数が1,110点以上であること。

b) 調理業務を行う者

- ア) 市の平成30・31年度の入札参加適格者名簿において、業種「医療・医事・給食」に登録されていること。
- イ) 平成20年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に学校給食施設又は集団調理施設（同一メニューを1回1,500食以上又は1日3,000食以上を提供する調理施設）等における調理業務の実績及び運営能力を有していること。

c) 維持管理業務を行う者

- イ) 市の平成30・31年度の入札参加適格者名簿において、業種「建物管理・清掃」に登録されていること。

d) その他の業務を行う者

- 市の平成30・31年度の入札参加適格者名簿に登録されていること。

②参加資格の確認等

1) 参加資格確認基準日は、参加表明書の受付締切日とする。

2) 資格確認通知を受けた入札参加者の構成員及び協力企業のいずれかが、参加資格確認基準日から入札提出書類の受付日までの間に、「入札参加者の参加資格要件（共通）」に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格となる。

ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、入札に参加できる。

a) 入札参加者が、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、市が参加資格等を確認し、これを認めたとき。

b) 構成員又は協力企業が複数である入札参加者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業ですべての競争参加資格等を満たすことを市が認めたとき。

3) 入札提出書類の受付日の翌日から落札者決定日までの間に、入札参加者の構成員又は協力企業のいずれかが、「入札参加者の参加資格要件（共通）」に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。

ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、当該入札参加者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。

a) 当該入札参加者が、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、市が参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、補充する構成員又は協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠いた日とする。

b) 構成員又は協力企業が複数である入札参加者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業で、すべての参加資格等を満たし、かつ、設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が判断したとき。

③SPCの設立等に関する要件

1) 落札者の構成員は、仮契約の締結前までに本事業を実施するSPCを館山市内に設立すること。SPCは会社法（平成17年法律第86号）に規定する株式会社とする。

2) 落札者の構成員は、SPCの株主総会における全議決権の3分の2を超える議決権を保有すること。また、代表企業は出資者の中で最大出資比率とすること。

3) SPCの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでSPCの株式を保有することとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(5) 事業提案の審査及び落札者の決定に関する事項

① 事業提案の審査

市は、審査に係る公平性、透明性及び客観性を確保するため、学識経験者等で構成する事業者選定委員会を設置する。委員会は、自ら定める落札者決定基準に従って事業提案の審査を行う。

なお、委員会の委員については、入札公告時に明らかにする。

② 落札者決定基準

落札者決定基準は入札公告時に公表するが、次の視点から審査を行う予定である。

- (ア) 建設に関する事項
- (イ) 運営・維持管理に関する事項
- (ウ) 事業計画に関する事項
- (エ) 市の財政支出額
- (オ) その他（地域経済の活性化等）

③ 審査結果の公表

入札参加者から提出された提案書を委員会が審査し、その結果を踏まえて、市が最も優れていると認めた入札参加者を落札者として決定する。

市は、落札者と協議を行い、協議が整った場合には落札者と基本協定を締結する。

また、基本協定を踏まえて、SPCと事業契約（仮契約）を締結する。

仮契約は、市議会の議決を経たときに本契約となる。

④ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

3. 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 責任分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉かつ質の高いサービスの提供を受けることを目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクは、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

予想されるリスク及び選定事業者間の責任分担は、原則として資料3「リスク分担表」による。ただし、本実施方針におけるリスク分担を変更する合理的かつ明確な理由及びこれに類する意見及び提案があった場合には、必要に応じてリスク分担の変更を行うことがある。

(2) 市による事業の実施状況のモニタリング

市は、選定事業者が事業契約書等に定められた業務を確実に遂行し、業務要求水準書に定められた要求水準が達成されていることを確認するとともに、事業の実施状況及び選定事業者の財務状況を把握するために、モニタリングを行う。

モニタリングに必要な費用のうち、市が実施するモニタリングに係る費用は、原則として市が負担する。選定事業者自らが実施するモニタリングにかかる費用や市が実施するモニタリングに必要となる書類の作成等に係る費用は、選定事業者の負担とする。

詳細なモニタリングの方法及び内容等は入札公告時に提示するが、現時点で想定しているモニタリングの実施時期等は次のとおりである。

①モニタリングの実施時期等

1) 建設段階

市は、工事期間中、定期的に選定事業者の実施する施工内容を確認する。また、市が要請した場合には、選定事業者は施工内容の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を行う。

工事完成・施設引渡し時に、選定事業者は、工事完成図書（出来高管理図表、竣工図、工事写真等）を用意して、現場で市の確認を受ける。この際、市は、施設の状態が業務要求水準書及び市が実施した設計図書（以下「要求水準書等」という。）に定められた要求水準を満たしているか否かについて確認を行う。

確認の結果、これを満たしていない場合には、市は、補修又は改造を求めることができる。

2) 運営・維持管理段階

市は、選定事業者の実施する運營業務及び維持管理業務について、業務要求水準書等に定められた要求水準を満たしていることの確認を定期的に行うとともに、選定事業者の財務状況についても確認する。

②モニタリングの結果についての対応

モニタリングの結果、選定事業者の実施する業務の内容が、業務要求水準書等に定められた要求水準を満たしていないことが判明した場合、市は業務内容の速やかな改善を求めるとともに、運營業務及び維持管理業務については、サービス購入料の減額等を行う。

選定事業者は、市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。なお、減額等の考え方は、入札公告時に提示する。

4. 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 立地条件

① 事業用地

千葉県館山市北条 420-1

② 敷地面積

6,141.94 m²

③ 用途地域

第1種住居地域（建築基準法第48条第5項の許可済）

④ 建ぺい率

60%

⑤ 容積率

200%

(2) 施設構成の概要

① 基本的考え方

施設・設備等は、衛生的かつ機能的なものとし、安全かつ安心な学校給食を提供することを最大の目的としている。

② 施設機能

1日当たり3,500食の供給基本能力のある施設を整備する。

5. 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と選定事業者は、誠意を持って協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約に定める具体的措置によることとする。

また、事業契約に関する紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

(2) 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約書の規定に従い以下の措置をとるものとする。

① 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが事業契約に規定する要求水準を満たさない場合、その他事業契約書に規定する事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対し、一定期間に改善を図るように勧告し、改善方策の提出・実施を求めることができるものとする。

また、このような勧告にもかかわらず改善が認められない場合、市は、事業契約を解除することができるものとする。

この場合、事業者は市に生じた損害を賠償するものとする。

② 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業契約書に規定する市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

この場合、市は事業者に生じた損害を賠償するものとする。

③ その他事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力等、その他市及び事業者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。

(3) 金融機関と市との協議

市は、事業の継続性を確保する目的で、事業者に対し資金供給を行う金融機関等の融資機関（融資団）と協議を行い、当該融資機関と直接協定（ダイレクトアグリーメント）を締結する場合がある。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置

選定事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

なお、現時点では、本事業に係るこれらの措置等は想定していないが、今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合、市と選定事業者で協議するものとする。

(2) 財政上及び金融上の支援

市は、国からの交付金の交付を受けることを想定しているが、本項に定める場合を除き事業者に対する補助・出資等の支援は行わない。

(3) その他の事項

市が支払う建設の対価の一部は、国からの交付金をもって充当することを予定しているので、選定事業者は市の申請手続に協力するものとする。

8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 議会の議決

事業契約に係る債務負担行為については、平成30年10月15日に議会上程する予定である。
また、事業契約の締結に関する議案は、平成31年6月に市議会定例会において議会上程する予定である。

(2) 提案に伴う費用負担

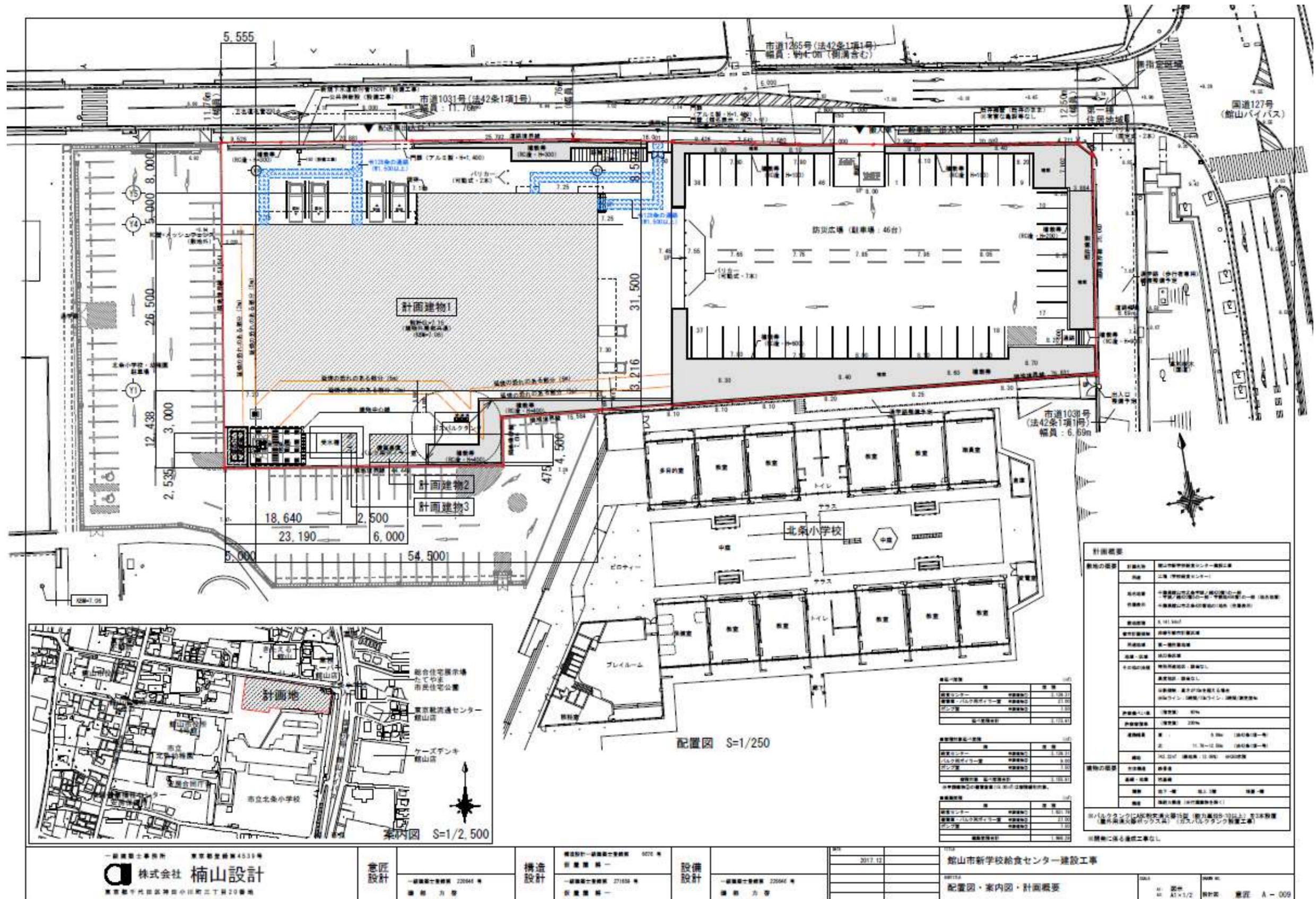
参加表明書及び提案書の作成・提出など、入札参加者の入札に係る費用は、全て入札参加者の負担とする。

(3) 情報公開及び情報提供

市は、市ホームページ等を通じて適宜、本事業に関する情報を提供する。

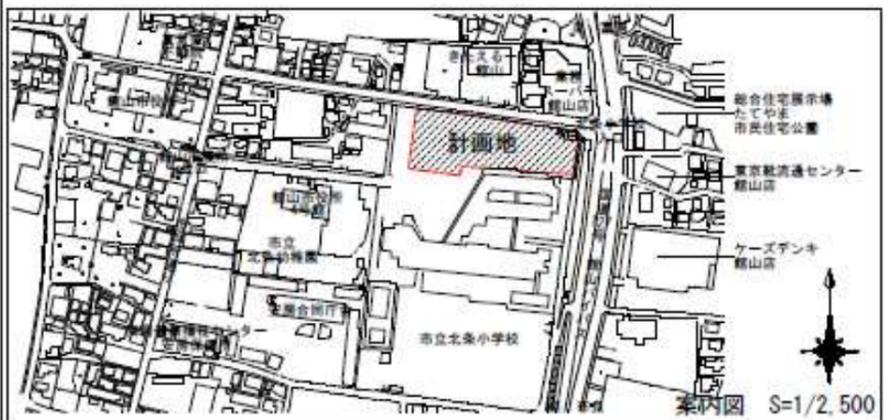
(4) 問合せ先

館山市教育委員会 教育部 教育総務課 学校給食センター
〒294-0045 館山市北条 692-1
TEL : 0470-22-5050
E-mail : kyushoku@city.tateyama.chiba.jp



計画概要	
敷地の用途	計画用途 第一種中高専修学校施設地区 用途 工場・労働者センター
所在地	千葉県市川市北条二丁目1番地(仮称)
所在地	千葉県市川市北条二丁目1番地(仮称)
敷地面積	5,141.34㎡
建築物の用途	第一種中高専修学校施設
用途・区分	第一種中高専修学校施設
その他の特記事項	特別用途地区、建築士 建築士、建築士 建築士、建築士 建築士、建築士 建築士、建築士
建築物の構造	鉄骨造
用途・区分	第一種中高専修学校施設
用途	第一種中高専修学校施設
用途	第一種中高専修学校施設
用途	第一種中高専修学校施設

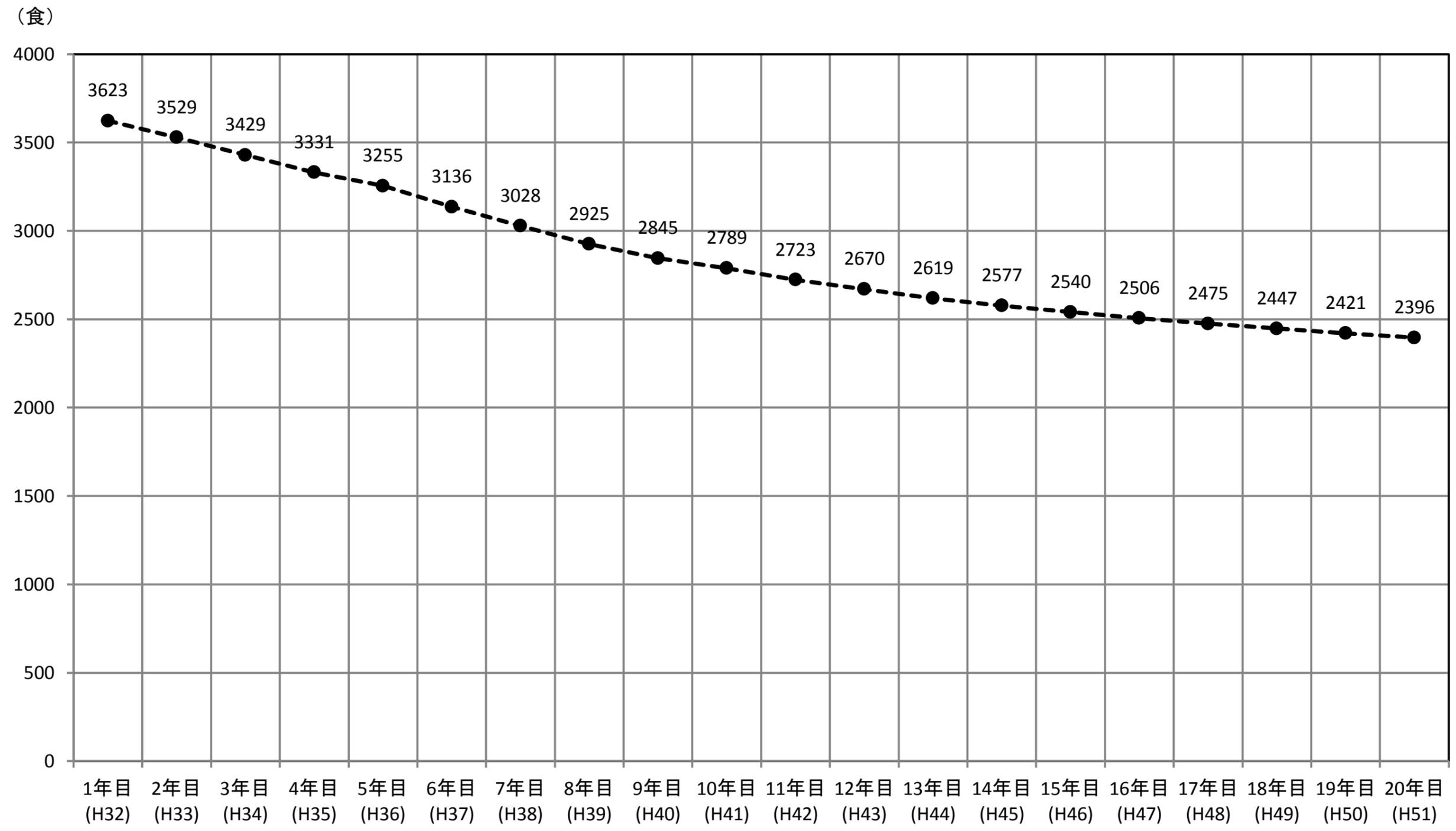
敷地面積	
敷地面積	5,141.34㎡
建築面積	1,831.71㎡
延床面積	2,115.00㎡
容積率	41.46%
建築費	約1,800万円



配置図 S=1/250

一級建築士事務所 東京都港区4-3-3 株式会社 楠山設計 東京都中央区銀座四丁目三番20番地	意匠設計 一級建築士事務所 22044 号 藤 井 方 登	構造設計 一級建築士事務所 27183 号 坂 本 隆 一	設備設計 一級建築士事務所 22044 号 藤 井 方 登	2017.12	館山市新学校給食センター建設工事 配置図・案内図・計画概要	図面 No. A1-1/2 設計書 巻頭 A-009
--	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	---------	----------------------------------	-------------------------------

資料2 提供食数の予測



※児童・生徒に加え、教職員等への提供食数を含んだ合計値

資料3 リスク分担表

【共通事項】

リスク項目	No	リスク概要	リスク分担		
			市	事業者	
政策転換リスク	1	市の政策変更による事業の変更・中断・中止等に関するもの	●		
制度関連 リスク	法令リスク	2	本事業に直接かかわる法制度等の新設・変更等に関するもの	●	
		3	上記以外のもの		●
		4	本事業に直接かかわる法制度等の新設・変更等に関するもの税制度・許認可の新設・変更に関するもの及び PFI 事業に特定の税制度の新設及び変更	●	
	税制度 リスク	5	消費税の範囲や税率に関するもの	●	
		6	その他の税制変更に関するもの(例:法人税率の変更)		●
	許認可取得 リスク	7	市の帰責事由による許認可の遅延に関するもの	●	
		8	上記以外の事由による許認可の遅延に関するもの		●
	社会リスク	住民対応 リスク	9	本件施設の設置・運営に関する反対運動の訴訟・要望に関するもの	●
10			上記以外のもの(事業者が行う調査、建設、維持管理・運営に関するもの)		●
環境保全 リスク		11	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気に関するもの		●
第三者賠償リスク	12	市の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合	●		
	13	事業者の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合		●	
債務不履行 リスク	市の責によるもの	14	市の責に帰すべき事由による債務不履行に関するもの	●	
		15	事業者の事業放棄、破たんに関するもの		●
	事業者の責によるもの	16	事業者の提供するサービスの品質が要求水準書の示す一定のレベルを満たしていないことに関するもの		●
不可抗力リスク	17	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するものの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲を超えるもの	●		
	18	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するものの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲のもの		●	
金利リスク	19	基準金利確定(※)前の金利変動に関するもの	●		
	20	基準金利確定(※)後の金利変動に関するもの		●	
物価変動リスク	21	建設期間中における一定の範囲を超える資材物価変動に伴う事業者の費用の増減	●		
	22	維持管理・運営期間における一定の範囲を超える物価変動(インフレ・デフレ)に伴う事業者の費用の増減	●		
	23	上記以外の物価変動(インフレ・デフレ)によるもの		●	
入札説明書リスク	24	入札説明書等の誤り、内容の変更に関するもの	●		
入札リスク	25	入札費用の負担に関するもの		●	
契約締結リスク	26	市の責に帰すべき事由による契約締結の遅延・中止	●		
	27	事業者の責に帰すべき事由による契約締結の遅延・中止		●	
資金調達リスク	28	市が調達する必要な資金の確保に関するもの	●		
	29	事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの		●	

注：●は主分担、△は従分担 ※ 基準金利の確定日は、当初契約の締結日とする。

【建設段階】

リスク項目		No	リスク概要	リスク分担	
				市	事業者
設計・調査 リスク	調査リスク	30	市が実施した測量・調査に誤りがあったことに起因するリスク	●	
		31	上記以外の測量、調査に起因するリスク		●
	設計リスク	32	市の実施した設計の不備・変更に関するもの(コスト増加や完工の遅延)	●	
		33	上記以外の要因による不備・変更に関するもの(コスト増加や完工の遅延)		●
建設リスク	発注者責任 リスク	34	事業者の発注による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの		●
		35	市の要求による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの	●	
	用地リスク	36	建設に要する仮設、資材置場に関するもの		●
		37	事業用地の土壌汚染及び地中障害物並びに埋蔵文化財等に関するもの(市が公表した資料に示されたもの又は市が公表した資料から合理的に予測できる土壌汚染及び地中埋設物等は除く)	●	
		38	事業用地の土壌汚染及び地中障害物等に関するもの(上記を除く)		●
	工事遅延・ 未完工 リスク	39	市の要求する設計変更により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの	●	
		40	上記以外の要因により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの		●
	工事費増大 リスク	41	市の指示による工事費の増大に関するもの	●	
		42	上記以外の要因による工事費の増大に関するもの		●
	工事監理 リスク	43	事業者が実施する工事監理の不備により工事内容・工期等に不具合が発生したことによるもの(市が実施する工事監理は除く)		●
施設損傷 リスク	44	引渡し前に工事目的物や材料等に生じた損害		●	
什器備品等調達・納品遅延 リスク	45	市が調達する什器備品等の調達・納品遅延に起因するもの	●		
	46	事業者が調達する什器備品等の調達・納品遅延に起因するもの		●	

注：●は主分担、△は従分担

【維持管理・運営段階】

リスク項目	No	リスク概要	リスク分担	
			市	事業者
コストリスク	47	市の責に帰する事業内容・用途の変更に起因する業務量及び費用の増大	●	
	48	事業者の責に帰する事業内容・用途の変更に起因する業務量及び費用の増大		●
施設瑕疵リスク	49	瑕疵担保期間内に施設に瑕疵が見つかったことに関するもの		●
	50	瑕疵担保期間経過後に施設に瑕疵が見つかったことに関するもの	● ※1	
施設の性能維持リスク	51	事業期間中における施設の性能確保に関するもの		●
施設損傷リスク	52	施設の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったこと及び維持管理の不備に起因するもの		●
	53	事業者の責に帰すべき事由による事故・火災等による施設の損傷		●
	54	上記以外の事由による事故・火災等による施設の損傷	●	
	55	第三者(本件施設の利用者を含む)による施設の損傷	● ※2	● ※2
修繕費コストリスク	56	事業期間内に発生した修繕で、事業者が当初想定した修繕費が予想を上回ったことに関するもの		●
事故リスク	57	市が行う業務に関する事故等に起因するもの又は市の責に帰すべき事由によるもの	●	
	58	事業者が行う業務に関する事故等に起因するもの又は事業者の責に帰すべき事由によるもの		●
需要変動リスク	59	給食を提供する学校等における給食サービス形態の変更等、本市の事由によるもの	●	
	60	園児・児童・生徒数等の変動に伴う給食数の変動による運営業務自体の収益の増減	△ ※3	●
	61	食べ残し等による残渣の変動(市作成の献立による影響を含む。)	●	
	62	学校施設の統廃合に伴う配送コストの減少		● ※4
異物混入リスク (食中毒リスク)	63	市が実施する食材調達・検収業務における調達食材の異常、異物混入等	●	
	64	学校等における配膳に関する業務(事業者が実施する学校配膳業務に起因するものを除く)における異物混入等	●	
	65	検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常	●	
	66	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		●
	67	調理時における加熱等が不十分であることに起因する調達食材の異常		●
	68	調理、配送、事業者が実施する学校配膳業務における異物混入等		●
食物アレルギー対応リスク	69	・園児・児童・生徒の食物アレルギーに関する情報収集不備、食材調達時の誤り、校内での配食ミス、献立作成ミス等による発症 ・突発的な発症(事前の把握が困難なアレルギー物質による)	●	
	70	・調理段階における禁忌物質の混入による発症 ・配送先の誤り等事業者の責による誤食での発症		●
	71	・収集した情報の伝達不完全(送付漏れ・紛失等)による発症 ・園児・児童・生徒の食物アレルギーに関する個人情報の流失	帰責事由による	

配送及び配膳遅延リスク	72	交通混雑、悪天候による遅延のうち、通常想定できない要因によるもの	●	
	73	上記以外の交通混雑、悪天候によるもの		●
	74	調理の遅延によるもの		●
	75	事業者の交通事故による遅延		●
	76	食材の納入遅延による遅延	●	
運搬費用増大リスク	77	物価、計画変更等以外の要因による運搬費用の増大 (交通事情悪化による運送費増加など)		●
食器等破損リスク	78	事業者の責に帰すべき事由による食器等の破損		●
	79	上記以外の事由による食器等の破損	●	
残渣処理リスク	80	残渣の学校給食センターまでの搬送及びその計量		●
	81	学校給食センターから処理施設までの搬送		●
	82	学校等における残渣の分別	●	

注：●は主分担、△は従分担

※1 当該瑕疵について事業者に帰責性がある場合には事業者のリスク負担とする。

※2 事業者の善管注意義務違反、管理義務の懈怠によって引き起こされた第三者の施設損傷リスクは事業者、それ以外は市の負担とする。

※3 事業期間中に給食提供数が、資料2「提供食数の予測」に掲げた数値より10%以上増減した場合は、サービス購入料の見直しについて協議できるものとする。

※4 市からの申し入れにより事業者との協議のうえ、サービス購入料を減額することとする。

【事業終了段階】

リスク項目	No	リスク概要	リスク分担	
			市	事業者
事業の中途終了リスク	83	市の債務不履行に起因する契約解除	●	
	84	事業者の債務不履行に起因する契約の解除(一部解除を含む)		●
施設の性能確保リスク	85	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		●
移管手続リスク	86	事業契約満了時の移管手続、業務引継ぎ及び事業者側の清算手続に要する費用に関するもの		●

注：●は主分担、△は従分担